

EU会社法—概要と最近の動向

ブリュッセル・センター

EUでは2004年10月8日から、欧州会社（SE）が設立できるようになる。しかしSEは、EU域内で上場している大企業を想定した制度で、EUの中小企業には使いづらい制度であると予想されている。さらに、外国企業の子会社は非公開会社（有限会社）である場合が多いため、公開会社（株式会社）のみに限定されている合併、転換によるSE設立は、非公開会社を公開会社に転換しない限り行えない。

本レポートでは、EU会社法の概要を総括しながら、添付資料で2004年10月から発効する欧州会社（SE）法の概要について解説する。なお、本レポートはジェトロ・ブリュッセル・センターがKPMGユーロ・ジャパン・センター（在ブリュッセル）の野村正智ディレクターにEU会社法の解説を依頼し、（社）日本機械工業連合会ブリュッセル駐在員の協力を得て作成したものである。

目次

1	EU会社法の概要	3
1.1	既に採択された指令	3
1.2	第1号会社法指令	4
1.3	第2号会社法指令	4
1.4	第3号会社法指令	4
1.5	第4号会社法指令	5
1.6	第6号会社法指令	5
1.7	第7号会社法指令	5
1.8	第8号会社法指令	6
1.9	第11号会社法指令	6
1.10	第12号会社法指令	6
1.11	欧州経済利益団体（EEIG）規則	6
1.12	欧州会社法	7

1.13	欧州協同組合法	7
1.14	国際会計基準の適用規則	7
2	EU会社法の発展の動向	8
2.1	欧州委員会のEU会社法改正政策	8
2.1.1	背景	8
2.1.2	欧州委員会アクションプランのアウトライン	8
2.1.3	欧州委員会の政策	9
2.2	第10号会社法指令案	11
2.2.1	背景	11
2.2.2	指令案の概要	11
2.2.2.1	合併の定義	11
2.2.2.2	適用法	11
2.2.2.3	合併条件案の作成	12
2.2.2.4	公告	12
2.2.2.5	専門家報告書	12
2.2.2.6	総会における承認	12
2.2.2.7	当局による審査	12
2.2.2.8	合併の発効	13
2.2.2.9	90~100%子会社	13
2.2.2.10	従業員の経営関与	13
2.2.2.11	経過期間	17
2.3	第14号会社法指令案	17
2.4	法定監査と第4号・第7号会社法指令の改正に関する指令案	18
2.4.1	背景	18
2.4.2	指令案の概要	19
2.5	欧州有限会社法	19
3	添付資料：欧州会社法の概要	20
3.1	欧州会社法に関するEU理事会規則	20
3.1.1	総則	20
3.1.2	設立	23

3.1.3	SEの組織.....	27
3.1.4	会計.....	30
3.1.5	解散、清算、破産、支払い停止.....	30
3.1.6	追加・経過措置.....	30
3.1.7	最終規定.....	31
3.2	従業員の経営関与について欧州会社法を補完するEU理事会指令.....	31
3.2.1	総則.....	31
3.2.2	交渉手続.....	32
3.2.3	その他の規定.....	35
3.2.3.1	機密保持、乱用防止.....	35
3.2.3.2	労使協議に関する他の規定との関係.....	35
3.2.3.3	最終規定、レビュー.....	36
3.2.4	付属書の標準ルール.....	36
3.2.4.1	第一部 従業員代表組織の構成.....	36
3.2.4.2	第二部 情報提供と協議に関する標準ルール.....	36
3.2.4.3	第三部 従業員の経営参加の標準ルール.....	37

1 EU会社法の概要

1.1 既に採択された指令

1968年に第1号会社法指令が採択され、その後、89年に採択された第12号指令までは、第何号会社法指令というように、番号が振られている。この時期のEU会社法は、EU加盟各国の会社法に最低限の共通点を定め、EU域内における事業活動をできるだけ円滑にしようとすることを目的としていた。

EU加盟国の会社法はそれぞれ異なる背景を持っているため、調和はしばしば妥協あるいは複数の選択肢を認める形で行われてきた。また第1号から第12号まですべての会社法が採択されたわけではなく、一部の指令は採択されなかったため、番号がとんでいる。

EU法として、統合されたルールが導入されるのは、1985年に採択された欧州経済利益団体（EEIG）規則が最初であった。その後、2001年に審議に30年以上を要した欧州会社法が採択され、2003年には、欧州協同組合法が採択された。また、2005年からは、国際会計基準を上場会社の連結決算に適用することが義務付けられる。

1.2 第1号会社法指令

第1号会社法指令（理事会指令 68/151/EEC）は、1968年に採択された。この指令は、株式会社、有限責任のパートナーシップ、有限会社を対象としている。指令の内容は、以下の事項をカバーしている。

- ・ 開示義務
- ・ 登記
- ・ 法人の行為の有効性
- ・ 法人の設立を無効とする条件、など

1.3 第2号会社法指令

第2号会社法指令（理事会指令 77/91/EEC）は、1977年に採択された。この指令は、株式会社を対象としている。指令の内容は、設立に関する以下の事項をカバーしている。

- ・ 定款に記載すべき事項
- ・ 設立準備中の行為
- ・ 株主の数
- ・ 資本金
- ・ 株式
- ・ 現物出資
- ・ 増減資
- ・ 配当
- ・ 自己株の取得、など

1.4 第3号会社法指令

第3号会社法指令（理事会指令 78/855/EEC）は、1978年に採択された。この指令は、株式会社同士の一加盟国内における合併に関する以下の事項をカバーしている。

- ・ 吸収合併および新設合併の手続き
- ・ 吸収合併および新設合併の条件
- ・ 吸収合併および新設合併の効果
- ・ 合併を無効とする場合の条件
- ・ 90%以上の株式を保有する会社による合併の場合の手続き、条件、など

1.5 第4号会社法指令

第4号会社法指令（理事会指令 78/660/EEC）は、1978年に採択された。この指令は、主として株式会社および有限会社の単体決算に関する以下の事項をカバーしている。

- ・ 年次財務諸表に関する規定
- ・ 貸借対照表と損益計算書に関する規定
- ・ 貸借対照表のレイアウト
- ・ 簡略型貸借対照表に関する規定
- ・ 貸借対照表に適用される特別な原則についての規定
- ・ 損益計算書のレイアウト
- ・ 簡略型損益計算書に関する規定
- ・ 損益計算書に適用される特別な原則についての規定
- ・ 評価ルール
- ・ 注記の内容に関する規定
- ・ アニュアル・レポートの内容
- ・ 公告
- ・ 監査、など

1.6 第6号会社法指令

第6号会社法指令（理事会指令 82/891/EEC）は、1982年に採択された。この指令は、株式会社の分割に関する以下の事項をカバーしている。

- ・ 既存の会社を用いた分割と新設会社を用いた分割の手続き
- ・ 既存の会社を用いた分割と新設会社を用いた分割の条件
- ・ 既存の会社を用いた分割と新設会社を用いた分割の効果
- ・ 既存の会社を用いた分割と新設会社を用いた分割が無効となる場合の条件
- ・ 裁判所の監督の下における分割、など

1.7 第7号会社法指令

第7号会社法指令（理事会指令 83/349/EEC）は、1983年に採択された。この指令は、主として株式会社および有限会社の連結決算に関する以下の事項をカバーしている。

- ・ 連結財務諸表を作成しなければならない場合の条件と、適用を免除される条件
- ・ 連結財務諸表の内容、会計基準
- ・ 連結年次報告書

- ・ 監査
- ・ 公告

1.8 第8号会社法指令

第8号会社法指令（理事会指令 84/253/EEC）は、1984年に採択された。この指令は、財務諸表の法定監査を行う監査人に関する要件を定めている。

この指令は、第4号会社法指令と第7号会社法指令を補完するもので、株式会社と有限会社の法定監査を行う監査人の要件を定めている。

1.9 第11号会社法指令

第11号会社法指令（理事会指令 89/666/EEC）は、1989年に採択された。この指令は、他の加盟国の法人によって設立された支店の情報開示について定めている。

この指令では、他の加盟国で登記された法人によって設立された支店は、支店単独の財務情報を示す必要はなく、第4号会社法指令と第7号会社法指令に拠って作成された本店の財務諸表を開示することを認めている。

1.10 第12号会社法指令

第12号会社法指令（理事会指令 89/667/EEC）は、1989年に採択された。この指令は、有限会社の社員（株主）が単独である場合について定めている。

この指令の目的は、個人事業主が、単独社員（株主）の法人を設立することで、有限責任の導入を可能にすることである。ただし、株主は個人である必要はなく、法人でも可である。

1.11 欧州経済利益団体（EEIG）規則

欧州経済利益団体（EEIG）規則（2137/85/EEC）では、2カ国以上のEU加盟国を活動の中心としている、法人、団体、個人が、クロスボーダーの活動を行うためのパートナーシップ（European Economic Interest Grouping）を設立することを可能にしている。EEIGは、利益追求を活動の主たる目的とすることはできず、設立母体の活動を補完することを目的としたものでなければならない。さらに、EEIGのレベルで発生した損益に対する課税関係は、設立母体のレベルで行われ、EEIGへの直接の課税は行われない。

1.12 欧州会社法

欧州会社法（規則 2157/2001/EC および指令 2001/86/EC）は、審議に 30 年余の歳月をかけて 2001 年に採択された。

欧州会社法は、欧州会社法に関する E U 理事会規則と従業員の経営関与について欧州会社法を補完する E U 理事会指令によって構成されている。（詳細は 3. 添付資料：欧州会社法の概要 参照。）

E U の法人格を持つ欧州会社（S E）の設立は、2004 年 10 月 8 日以降可能になる。

1.13 欧州協同組合法

欧州協同組合（European Cooperative）法（規則 1435/2003/EC および指令 2003/72/EC）は、2003 年に採択された。

欧州協同組合法は、欧州協同組合法に関する E U 理事会規則と従業員の経営関与について欧州協同組合法を補完する E U 理事会指令によって構成されている。

E U の法人格を持つ欧州協同組合（S C E）の設立は、2006 年 8 月 16 日以降可能になる。

1.14 国際会計基準の適用規則

国際会計基準の適用に関する欧州議会・理事会規則（1606/2002/EC）は、2002 年に採択された。

- ・ 本規則でいう国際会計基準とは、付属書に掲載された国際会計基準委員会（I A S C）が発行した国際会計基準（I A S - International Accounting Standards; I F R S - International Financial Reporting Standards）および関連解釈（SIC-IFRIC interpretations）、その修正、国際会計基準審議会（I A S B）が将来発行する基準および解釈あるいは同等の会計基準を指す。（第 2 条）
- ・ 欧州委員会は、適用が義務付けられる国際会計基準を特定し、採択する。（第 3 条）
- ・ 2005 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度より、E U 加盟国の証券取引所に上場されている E U 加盟国法が適用される会社は、連結決算書を国際会計基準に基づいて作成しなければならない。（第 4 条）
- ・ 加盟国法において、次の決算書を国際会計基準に基づいて作成することをオプションあるいは義務付けることができる。（第 5 条）
 - 第 4 条の対象となる会社の単体の決算書
 - 第 4 条対象外の会社の連結決算書、単体決算書

2 EU会社法の発展の動向

2.1 欧州委員会のEU会社法改正政策

2.1.1 背景

欧州委員会は国際競争の中、EU域内における効率的かつ競争力のある事業活動を容易にする会社法の枠組みを作ることが必要と考えている。欧州委員会は改正内容の諮問のため、2001年に高級会社法専門家グループを設置した。同グループは2002年11月4日に最終報告書を発表した。

高級会社法専門家グループの報告書を受け、欧州委員会では、会社法政策に関するアクションプランを作成し、2003年5月に発表、協議を行った。欧州委員会は、この協議に対して寄せられた意見のまとめを、2003年11月に発表した。

2.1.2 欧州委員会アクションプランのアウトライン

2003年5月に発表された欧州委員会のアクションプランのアウトラインは、次のとおり。

第1章 会社法改正とコーポレート・ガバナンス強化：EUの現行法と新しいイニシアティブの必要性。

第2章 主要な政策目的

第3章 アクションプラン

3.1 コーポレート・ガバナンス

3.1.1 コーポレート・ガバナンス開示の強化

3.1.2 株主の権利の強化

3.1.3 役員会の改正

3.1.4 加盟国のコーポレート・ガバナンス政策のコーディネーション

3.2 資本

3.3 グループ会社とピラミッド会社

3.4 企業再編と移転

3.5 欧州非公開会社（欧州有限会社）法

3.6 欧州協同組合と他のEU法人格

3.7 加盟国法人格の透明性強化

第4章 結論

2.1.3 欧州委員会の政策

上記アクションプランに基づき、欧州委員会では下記の短期・中期・長期政策を計画している。(政策の後に示されたカッコ内は、政策の法的形態を示す。)

短期政策 (2003年～2005年)

- コーポレート・ガバナンス
 - コーポレート・ガバナンス開示の強化 (指令の改正)
 - 株主のコミュニケーションと意志決定を容易にするための総合的な法的枠組み (指令)
 - 独立非執行役員と監督役員の役割の強化 (勧告)
 - 役員報酬 (勧告)
 - 役員会メンバーの財務諸表に対する共同責任の確認 (指令の改正)
 - 欧州コーポレート・ガバナンス・フォーラムの招集

- 資本
 - 第2号会社法指令の簡素化 (指令の改正)

- グループ会社
 - グループの構造と関係の開示強化 (指令の改正)

- 再編
 - 第10号会社法指令 (クロスボーダーの合併) の提案 (指令)
 - 第14号会社法指令 (登記住所のクロスボーダーの移転) の提案 (指令)

- 欧州非公開会社法 (欧州有限会社法)
 - 実用性と問題点に関するフィジビリティ・スタディー (FS)

- EU法人格
 - 現行の提案 (欧州社団法人、欧州相互会社) の推進 (規則、指令)

中期政策（2006年～2008年）

- コーポレート・ガバナンス
 - 機関投資家の投資と議決権に関する方針の開示強化（指令）
 - すべての上場会社に対し2種類の役員会構造（一層、二層）の選択を認める（指令）
 - 役員の実効性強化（指令あるいは指令の改正）
 - 株主投票権の民主化（一株一票）を行った場合の結果のスタディ

- 資本
 - 資本維持制度の代替案の実用性の検討

- グループ会社
 - 子会社のレベルでグループ会社としての方針を取ることを認める枠組みルール（指令）

- ピラミッド会社
 - 不正なピラミッド会社の上場禁止（指令の改正）

- 再編
 - 第3号会社法指令の簡素化（指令の改正）

- 欧州非公開会社法（欧州有限会社法）
 - フィジビリティ・スタディー（F S）の結果により、欧州非公開会社法（欧州有限会社法）の提案（指令、規則）

- EU法人格
 - 他のEU法人格（欧州基金など）の必要性の検討

- 加盟国法人格の透明性
 - すべての有限責任の法人格に対する基本的な開示ルールの導入（指令あるいは指令の改正）

長期政策（2009 年以降）

- ・ 資本
 - 第 2 号会社法指令において、代替的な制度を導入（指令の改正）

2.2 第 10 号会社法指令案

2.2.1 背景

株式会社を対象とするクロスボーダーの合併に関する第 10 号会社法指令案は、1984 年に提案されたが、2001 年に撤回された。欧州委員会では新たな指令案を検討していたが、2003 年 11 月に資本金を持つ会社のクロスボーダーの合併に関する欧州議会・理事会指令案を発表した。

この指令案は、欧州議会・理事会の共同決定手続（E C 条約第 251 条）に基づいて、審議が行われる。

2.2.2 指令案の概要

2.2.2.1 合併の定義

指令案では、クロスボーダーの合併に対する税制上の措置を定めた合併指令（90/434/EEC）に対応するため、吸収合併、新設合併、100%子会社の吸収合併を想定している。

- ・ 吸収合併。清算せずに解散した会社のすべての資産負債を既存の会社に移転し、被合併会社の株主に対しては、存続会社の株式を発行する。現金支払いが行われる場合、名目上の株価の 10%以下とする。（第 1 条）
- ・ 新設合併。清算せずに解散した会社のすべての資産負債を新設の会社に移転し、被吸収会社の株主に対しては、新設の会社の株式を発行する。現金支払いが行われる場合、名目上の株価の 10%以下とする。（第 1 条）

2.2.2.2 適用法

本指令で規定されている以外の、合併手続に関する事項は、各会社の設立国法の規定を適用する。（第 2 条）

2.2.2.3 合併条件案の作成

加盟国法において、各合併会社の役員会が共通クロスボーダー合併条件案を作成する。共通条件案は次の事項を含む。(第3条)

- ・ 合併、被合併会社の、形態、名称、登記住所
- ・ 株式交換比率および補償金額
- ・ 株式割当条件
- ・ 配当に対する権利が生じる日
- ・ 会計上の合併実行日
- ・ 特別な権利を付与した場合、その内容
- ・ 専門家、経営者等に与えられる特別利益
- ・ 合併によってできる会社の定款
- ・ 従業員の経営関与方法を定める手続

2.2.2.4 公告

総会開催日より1カ月以上前に少なくとも下記を含む公告を行う。(第4条)

- ・ 合併、被合併会社それぞれの会社形態、名称、登記住所
- ・ 各被合併会社の登記所およびID番号
- ・ 債権者・少数株主の権利に関する概要および詳細情報を無料で入手できる住所

2.2.2.5 専門家報告書

各被合併会社に関し、専門家報告書を総会1カ月前までに作成する。あるいは、合併会社の共同要求により、加盟国の司法あるいは行政機関によって任命された専門家が、合併案を検討し、報告書を作成する。(第5条)

2.2.2.6 総会における承認

各被合併会社の総会が、合併案を承認する。各総会では、合併によってできる会社における従業員経営関与に関し、総会が承認することを合併実施の条件とすることができる。(第6条)

2.2.2.7 当局による審査

合併の適法性を審査する権限を持つ当局の指定と当局による合併前手続の完了証明書の発行を定める。(第7条)

当局は、特に、同じ合併条件案が承認されたかどうか、従業員の関与に関する手続が第14条に従って行われたかを審査する。各被合併会社は、この目的のために、総会で承認された共通合併条件書と共に、7条2項による合併前手続の完了証明書を発行後6カ月以内に当局に提出する。(第8条)

2.2.2.8 合併の発効

- ・ 合併発効日は、合併によってできる会社の登記国法で定める。発効日は第8条による審査終了後とする。(第9条)
- ・ 加盟国は、登記簿において合併が完了したことを開示する方法を定める。(第10条)
- ・ 合併の結果、吸収合併の場合、合併発効日より、被合併会社の全資産負債は存続会社に、包括的に承継 (universal succession) される。被合併会社の株主は、存続会社の株主となる。被合併会社は消滅する。新設合併も吸収合併と同様の結果を生む。(第11条)
- ・ 加盟国法において特定の資産、権利、義務の移転について特別の手続を定めている場合には、存続 (新設) 会社が手続を行う。(第11条)
- ・ 第9条に従って発効した合併を取り消すことはできない。(第12条)

2.2.2.9 90~100%子会社

親会社が100%株式を保有する子会社の合併の場合には、第3条1項 b, c、第5条、第11条1項 b は適用されない。(第13条)

- ・ 第3条1項 b 株式交換比率および補償金額
- ・ 第3条1項 c 株式割当条件
- ・ 第5条 専門家報告書
- ・ 第11条1項 b 被合併会社の株主は、存続会社の株主となる。

親会社が90%以上100%未満の株式を保有する子会社の合併の場合には、役員会報告書、専門家報告書、審査に必要な書類に関しては、存続会社あるいは被合併会社の準拠法が求める場合のみ、必要とする。(第13条)]

2.2.2.10 従業員の経営関与

被合併会社のうち、1社でも従業員の経営参加システムの対象となっており、合併によってできる会社の準拠法が、従業員の経営参加を規定していない場合、存続 (新設) 会社

の経営参加および権利を定める過程への関与については、欧州会社法規則第 12 条 2、3、4 項、および欧州会社法指令の以下の規定に従う。(第 14 条)

- ・ 欧州会社法規則第 12 条 2 項 欧州会社法指令第 4 条による従業員の経営関与に関する合意が成立した、同第 3 条 6 項による経営関与に関する合意を結ばない合意が成立した、同第 5 条による労使交渉期間が切れた（すなわち「従業員の経営関与について欧州会社法を補完する指令」に基づく標準ルールを適用する）かのいずれでないと、S E を登記することはできない。
- ・ 欧州会社法規則第 12 条 3 項 欧州会社法指令第 7 条 3 項により、S E が合併により設立される場合、従業員経営参加に関する標準ルールを適用しないと定めている加盟国で S E を登記する場合、従業員の経営参加を含む労使間の合意が成立している、あるいは、S E 設立に参加するすべての企業が従業員の経営参加ルールの対象になっていないことが S E 登記の必要条件となる。
- ・ 欧州会社法規則第 12 条 4 項 S E の定款は、決定された従業員の経営関与と抵触してはならない。
- ・ 欧州会社法指令第 3 条 1 項 S E を設立する場合には、設立に参加する会社の従業員の代表によって構成される特別交渉組織（S N B : Special Negotiation Body）と従業員の経営関与に関する交渉を行わなければならない。
- ・ 欧州会社法指令第 3 条 2 項 S N B の従業員代表の選出方法は、各加盟国で雇用されている人数に比例すること、設立に参加する各会社最低 1 人の代表を選ぶこと（上限規定あり）などが指令で規定されている。
- ・ 欧州会社法指令第 3 条 3 項 S N B と関与会社の権限ある機関は、書面によって従業員の経営関与に関する方式を定める。その目的のために権限ある機関は、S N B に対し、S E 登記に至るまでの設立計画と進捗状況を知らせる。

- ・ 欧州会社法指令第 3 条 4 項
 - S N B の決議には、S N B のメンバーの絶対過半数かつ従業員の絶対過半数を代表するメンバーの賛成が必要である。
 - 従業員の経営参加権の低下につながる決議の場合、S N B のメンバーの 3 分の 2 以上、かつ従業員の 3 分の 2 以上を代表するメンバー、かつ二加盟国以上の従業員代表の賛成が必要である。ただし合併に参加する企業の全従業員の 25%以上が既に従業員の経営参加制度の対象になっている場合に適用される。
 - 経営参加権の低下とは、従業員が経営参加を認められている経営機関における従業員代表の割合が、設立に参加する企業中最も高い企業よりも低下する場合を意味する。

- ・ 欧州会社法指令第 3 条 5 項 S N B は交渉に際し、E U レベルの労働組合代表など、専門家の支援を要請することができる。

- ・ 欧州会社法指令第 3 条 6 項 S N B は、交渉を開始しないあるいは既に開始された交渉を終了することを決議できる。この場合、S E が従業員を持つ各加盟国の従業員への情報提供、協議に関する法律が適用され、指令の付属書の規定（標準ルール）は適用されない。この決議には、S N B 構成員の 3 分の 2 以上かつ従業員の 3 分の 2 以上を代表する S N B 構成員の賛成、かつ 2 加盟国以上の従業員代表の賛成が必要である。

- ・ 欧州会社法指令第 3 条 7 項 S N B の費用は、参加企業が負担する。加盟国法によって、専門家の数を 1 人に限るなど、費用に関するルールを定めることができる。

- ・ 欧州会社法指令第 4 条 合意の内容：
 - 1 項 交渉は合意に至るべく協力精神の下に行う
 - 2 項 g 従業員の経営参加を決めた場合、代表者の人数と選出方法、権利などを含む合意内容
 - 3 項 合意内容は付属書の標準ルールの対象とならない

- ・ 欧州会社法指令第 5 条 交渉期間は、6 カ月で、労使が合意すれば、S N B の設立から数えて 1 年まで延長できる。
- ・ 欧州会社法指令第 6 条 指令に規定のない場合、交渉に適用される法律は、S E が登記された国の法律である。
- ・ 欧州会社法指令第 7 条 標準ルール
 - 1 項 加盟国は、標準ルールを定める。標準ルールは、指令の付属書で定められた条件を満たさなければならない。標準ルールは、下記の場合適用される。

労使が適用に合意した場合。あるいは交渉期限までに合意が成立せず、参加企業の権限を持つ機関が適用を受け入れかつ S N B が第 3 条 6 項に基づく決議をしなかった場合。
 - 2 項 標準ルールの第三部（従業員の経営参加）は、下記の場合のみ適用される。

(b) S E が合併によって設立される場合、S E の登記前に合併に参加する会社の全従業員の 25% 以上に従業員経営参加が適用されている場合か、25% 未満であっても S N B が適用を決議する場合。
 - 3 項 加盟国は、第 7 条 2 項 b に当たる場合、付属書第三部を適用しないと定めることができる。
- ・ 欧州会社法指令第 8 条 機密保持、機密情報の保留
- ・ 欧州会社法指令第 9 条 労使間の情報提供、協議における協力精神
- ・ 欧州会社法指令第 10 条 従業員代表の保護
- ・ 欧州会社法指令第 11 条 従業員の経営関与権を剥奪するような S E の乱用を防止する規定
- ・ 欧州会社法指令第 12 条 指令遵守、違反に関する規定

- ・ 欧州会社法指令付属書第三部
 - (a) 既存の会社を転換する形でS Eを設立する場合、加盟国の従業員の経営参加に関するルールがS E登記前に適用されていれば、すべてそのまま継続してS Eにも適用される。
 - (b) その他の設立形態の場合、S E、子会社、支店の従業員あるいは従業員代表組織は、経営機関あるいは監督機関のメンバーを選出、任命、推薦、反対する権利を持つ。人数は、参加会社のうち最も高い割合の場合と同等とする。
 - S Eの登記前に、設立参加会社のいずれにおいても従業員の経営参加ルールが適用されていなかった場合、従業員の経営参加を規定する必要はない。
 - 従業員代表組織によって選出、任命、推薦された経営機関あるいは監督機関のメンバーはすべてフル・メンバーとして、株主を代表するメンバーと同じ権利義務を持つ。

2.2.2.11 経過期間

指令案では、経過期間を採択後 18 カ月と定めている。

2.3 第 14 号会社法指令案

欧州委員会では、登記住所のクロスボーダーの移転に関する指令案（第 14 号会社法指令案）を準備中で、2004 年 3 月に指令案の主要点に関する協議文書を発表した。欧州委員会がコメントを求めた点について、下記する。

- ・ 質問 1 資本を持つすべての法人格を対象とすべきである。
- ・ 質問 2 クロスボーダーの登記住所の移転は、株主総会が定款を修正する形で決定すべきである。
- ・ 質問 3 株主総会が、移転提案に基づき、移転先の国における会社の様式、名称、登記住所、定款、タイムテーブル、株主に認められる権利などを決定すべきである。
- ・ 質問 4 移転提案は適切に公告されるべきである。
- ・ 質問 5 株主、債権者、従業員代表（存在する場合）は、移転提案を検討する時間を十分に与えられるべきである。
- ・ 質問 6 登記住所を他の加盟国に移転する決定は、移転先の国で登記し、法人格を認められるための実質・形式要件を満たすために、必要に応じ、会社の構造、資産の変更を伴うべきである。

- ・ 質問 7 加盟国は、移転に反対する債権者と少数株主を保護するための方策を採択できるべきである。
- ・ 質問 8 移転元の加盟国は、登記住所を他の加盟国に移転する決定の合法性を検証すべきである。
- ・ 質問 9 移転先の加盟国は、その国の法律の下で登記し、法人格を認められるための実質・形式要件を満たしているかどうかを検証すべきである。また定款の変更が十分かどうかをチェックすべきである。
- ・ 質問 10 会社は、移転先の加盟国における登記が完了するまで、移転元の加盟国における登記を継続すべきである。
- ・ 質問 11 移転先の加盟国における登記により、移転元の加盟国法の下における法人格は消滅し、登記は抹消されるべきである。
- ・ 質問 12 登記住所の移転は、移転元加盟国および移転先加盟国において登記されるべきである。
- ・ 質問 13 登記住所の移転は、移転元の加盟国における清算を意味すべきではない。
- ・ 質問 14 登記住所の移転は、合併指令（90/434）の定めに基づき、税制中立的であるべきである。
- ・ 質問 15 従業員の経営参加は、移転先の加盟国法によって規定されるべきである。ただし、法律あるいは合意によって、高いレベルの経営参加が確立されている場合、そのレベルの経営参加を維持するか、交渉すべきである。交渉に関する方策は、移転元の加盟国が自由に定められるべきである。

2.4 法定監査と第4号・第7号会社法指令の改正に関する指令案

2.4.1 背景

欧州委員会では、年次決算と連結決算の法定監査と第4号・第7号会社法指令の改正に関する指令案を2004年3月に発表した。本指令案は、エンロン、ワールドコム、アホールド、パルマラットなど、米国、欧州における企業会計の不祥事が続いたことに対応して、コーポレート・ガバナンス強化を目的としている。さらに、米国がサーベンス・オクスリー法の導入およびPCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の設置によって、米国外の監査人を含めた監査人監督強化を意図していることに対する、EUとしての対応の意味もある。

2.4.2 指令案の概要

- ・ 第1章 定義
- ・ 第2章 監査人の承認、継続的教育、相互承認
- ・ 第3章 法定監査人と監査事務所の登記
- ・ 第4章 法定監査人と監査事務所の倫理と機密保持
- ・ 第5章 法定監査人の独立性
- ・ 第6章 監査基準と監査報告
- ・ 第7章 監査の質の保証
- ・ 第8章 調査と制裁
- ・ 第9章 公的監督と加盟国間の規制のコーディネート
- ・ 第10章 法定監査人の任命、解任、コミュニケーション
- ・ 第11章 公的利益組織の法定監査に関する特別規定
- ・ 第12章 国際的側面
- ・ 第13章 経過措置等

2.5 欧州有限会社法

EUでは2004年10月から、欧州会社（SE）が設立できるようになる。しかしSEは、EU内で上場している大企業を想定した制度で、EUの中小企業には使いづらい制度であると予想されている。さらに外国企業の子会社は非公開会社（有限会社）である場合が多いため、公開会社（株式会社）のみに限定されている合併、転換によるSE設立は、非公開会社を公開会社に転換しない限り行えない。

その一方で、SEの唯一の利点はクロスボーダーの合併が可能になることと、登記国の移転が可能になることであって、第10号会社法指令と第14号会社法指令が採択されれば、欧州有限会社（European Private Company：EPC）法が導入されなくとも、実質的な問題は解決される。このため、EU法人格を創るためだけに、有用かどうか不明な会社形態をむやみに作るべきではないという慎重論がある。

2002年11月に発表された高級会社法専門家グループの最終報告書では、欧州非公開会社法の必要性について、次の勧告を行っている。

- ・ 欧州の中小企業のニーズを満たすために、欧州非公開会社法を制定すべきという要請は明確である。
- ・ ただし、クロスボーダーの合併を規定した第10号会社法指令の採択を優先すべき

である。

- ・ 欧州委員会は、欧州非公開会社法案を提出する前に、現実的なニーズと問題点を調べるための実行可能調査を行うべきである。
- ・ 制度の導入は中期的な課題である。

2003年5月に発表された欧州委員会のアクションプランでは、欧州有限会社法のフィジビリティ・スタディー(F S)を2005年までに行い、その結果がポジティブであれば、2006年から2008年の間に法制化を提案することになっている。

欧州非公開会社法は、欧州会社法と同様、EUの法人格を創設するという象徴的な利点を除くと、企業にとっての利点は限定されている。その一方で、欧州委員会では欧州会社法に対し、税制面での手当を行うことを検討中である。一案として、法人税課税基礎をEUレベルで統合して計算することを、欧州会社にパイロット・プロジェクトとして適用することを検討中である。EU法人格を持つ企業がこのような税制を先行して享受できるようになる場合、欧州会社法、欧州非公開会社法の重要性は高まる。

3 添付資料：欧州会社法の概要

3.1 欧州会社法に関するEU理事会規則

3.1.1 総則

- ・ 欧州会社SEの設立は、4通りの方法が可能である。(第2条)
 - 異なる加盟国で設立された公開会社(日本の株式会社)に相当)の合併。
 - 異なる加盟国で設立された公開会社、非公開会社(日本の有限会社に相当)の持株会社として設立。(ただし、異なる加盟国で設立された複数の会社、あるいは2年以上他の加盟国に支店、子会社を持つ複数の会社の持株会社として)
 - 加盟国法に基づいて設立された会社の子会社として設立。(ただし、異なる加盟国で設立された複数の会社、あるいは2年以上他の加盟国に支店、子会社を持つ会社の子会社として。)
 - 一加盟国法に基づいて設立された株式会社をSEに変える。(ただし2年以上他の加盟国に子会社を持つこと。)

- ・ S Eは、子会社としてS Eを設立することができる。(第3条)
株式会社株主数を複数と定めている加盟国でも、S Eの子会社のS Eの株主数に関しては、EUの第12号会社法指令に基づく、単独株主による設立を認めなければならない。

- ・ S Eの最低資本金は12万ユーロである。(第4条)
ただし、加盟国法で特定の活動を行う株式会社に対し、これよりも高い資本金を求めている場合には、加盟国法を適用する。

- ・ 増減資など、資本金にかかわる事項については、S Eが登記された加盟国の株式会社に対する規定が適用される。(第5条)

- ・ S Eの登記住所は、本店の所在する加盟国になければならない。加盟国法において、本店の住所と登記住所の一致を定めることができる。(第7条)

- ・ S Eの登記住所は、他の加盟国に移すことができる。この場合、S Eを清算したり、新たな法人を設立することにはならない。(第8条1項)
 - 登記住所を他の加盟国に移す場合には、目的、新しい定款の案、移転が従業員の経営関与に与える影響、タイムテーブル、株主・債権者保護のための権利等を含む提案書を役員会が作成し、第13条に基づいて公告しなければならない。(第8条2項)
 - 役員会は、株主、債権者、従業員のために、移転の法的経済的正当性と影響を説明する報告書を作成しなければならない。(第8条3項)
 - 提案書公表から2カ月間は、移転の決議はできない。決議は第59条(定款の変更)に基づく。(第8条6項)
 - 第8項に基づく証明書の発行を受けるためには、S Eは移転提案書発表以前に発生した債務に関し債権者等の利益を登記国法に基づき十分に保護しなければならない。(第8条7項)
 - S Eが登記されている加盟国では、移転前手続きが完了したことを証明する証明書を、裁判所、公証人、あるいはその他権限のある当局が発行する。(第8条8項)

- 第 8 項の証明書が提出され、移転先における登記のための手続きが完了したことの証明が提出されるまで、新たな登記は発効しない。(第 8 条 9 項)
 - 登記住所の移転およびその結果としての定款の変更は、新たな登記住所の登記所に S E が登記された日に、発効する。(第 8 条 10 項)
 - S E の新たな登記が行われた登記所は、古い登記が行われていた登記所に通知を行う。古い登記の抹消は、通知の受領を持って発効する。(第 8 条 11 項)
 - 新たな登記と、旧登記の抹消は、関係加盟国で公告される。(第 8 条 12 項)
 - 新登記住所の公告時点以降、第三者は、新登記住所を信頼することができる。第三者は、S E がその第三者が新登記住所を承知していたことを証明できない限り、旧登記の抹消が公告されるまでは、旧登記住所を継続して信頼することができる。(第 8 条 13 項)
 - 加盟国は、6 項で定められている 2 カ月間の間に権限ある当局が公益を理由に移転に反対した場合、移転を実行できないという規定を定めることができる。ただしその場合、裁判所に上告できる。(第 8 条 14 項)
 - 解散、清算、破産、支払い停止などの手続きが取られている場合、登記所の移転はできない。(第 8 条 15 項)
 - 登記住所を移転した後に S E に対して起こされた訴訟でも、移転前の行為に関しては、移転前の加盟国に登記されていたとみなされる。(第 8 条 16 項)
- S E に対する適用法は、次の順序である。(第 9 条)
 - 本規則。
 - 本規則によって認められている事項については、定款の定め。
 - 本規則で定められていない事項については、(i) 欧州会社法を施行するために導入された加盟国法の規定。(ii) S E 登記加盟国で株式会社に適用される法律の規定。(iii) S E の定款の定め。
 - S E のために導入される加盟国法の規定は、株式会社に適用される E U 指令に準拠しなければならない。
 - S E の行う活動が加盟国法によって規制されている場合には、その加盟国法が適用される。
 - S E は、本規則の規定以外は、登記国の株式会社と同様に扱われる。(第 10 条)
 - S E は、会社名の前か後に S E をつける。(第 11 条)

- ・ S Eは、加盟国の登記所に登記される。(第 12 条 1 項)
- ・ 欧州会社法指令第 4 条による従業員の経営関与に関する合意が成立した、同第 3 条 6 項による経営関与に関する合意を結ばない合意が成立した、同 5 条による労使交渉期間が切れた（すなわち「従業員の経営関与について欧州会社法を補完する指令」に基づく標準ルールを適用する）かのいずれでないと、S Eを登記することはできない。(第 12 条 2 項)
- ・ 欧州会社法指令第 7 条 3 項により、S Eが合併により設立される場合、従業員経営参加に関する標準ルールを適用しないと定めている加盟国でS Eを登記する場合、従業員の経営参加を含む労使間の合意が成立している、あるいは、S E設立に参加するすべての企業が従業員の経営参加ルールの対象になっていないことがS E登記の必要条件となる。(第 12 条 3 項)
- ・ S Eの定款は、決定された従業員の経営関与と抵触してはならない。(第 12 条 4 項)
- ・ S Eに関する公告は、登記加盟国の法規が適用される。(第 13 条)
- ・ ただし、設立登記と登記抹消、登記国の移転に関しては、E Cの官報にも掲載される。(第 14 条)

3.1.2 設立

一般規定

- ・ S Eの設立には、本規則の規定のほかは、登記加盟国の株式会社に適用される法規が適用される。(第 15 条)
- ・ S Eは、第 12 条に基づき登記所に登記された日に法人格を獲得する。登記前の行為は、別途の合意がない限り、行為を行った者が連帯で無限責任を負う。(第 16 条)

合併による設立

- ・ S Eを合併によって設立する際には、一方の株式会社が他方を吸収合併し、吸収した会社を存続会社としてS Eに変える方法と、新設したS Eに合併する方法が可能である。(第 17 条)
- ・ 加盟国法で、権限ある当局はその国で設立された会社の合併への参加に公益を理由に反対できると定めることができる。(第 19 条)
- ・ 合併する会社の経営機関は合併条件案を作成する。合併条件案には、(a) 合併する会社とS Eの名称と登記された住所、(b) 株式の交換比率、(c) S Eの株式の

割当条件、(d) S Eからの配当を受け取る権利が発生する日、(e) 合併会社が会計上それ以降S Eとして取り扱われる日、(f) 特別な権利を持つ株主等に与えられる権利、(g) 合併条件書を吟味する専門家、経営機関のメンバー等に与えられる特別の利益、(h) S Eの定款、(i) 従業員の経営関与に関するアレンジに関する手続きなどを含む。(第 20 条 1 項)

- ・ 合併に参加する会社は、それぞれの国の官報で、合併に参加する会社すべての名称・登記住所、第 1 号会社法指令第 3 条 2 項に基づく開示書類が登記されている登記所、債権者・少数株主保護のための完全な情報を無料で得られる場所の住所、予定された S E の名称と登記住所などを公告しなければならない。(第 21 条)
- ・ 複数の専門家が、各合併企業の代理として合併条件案を吟味する代わりに、すべての合併企業が一致して要請した場合、合併に参加する企業のひとつが属する加盟国の行政機関あるいは司法機関によって任命された独立した専門家がすべての合併企業のために合併条件案を吟味し、報告書を作成することができる。(第 22 条)
- ・ 各合併企業の株主総会で、合併条件案を承認する。(第 23 条)
- ・ 債権者、社債保有者、株以外の特別な権利を持つ証券の保有者の利益保護に関しては、株式会社に対する加盟国法が適用される。(第 24 条)
- ・ 合併の適法性は各合併企業の属する加盟国法に照らし審査される。各合併企業の属する加盟国で、裁判所、公証人あるいは権限を持つ当局が、合併前手続きが完了したことを証明する証明書を発行する。(第 25 条)
- ・ 合併の適法性は、設立される S E の属する加盟国法に照らし裁判所、公証人あるいは権限を持つ当局によって審査される。(第 26 条 1 項)
- ・ この目的のために、各合併企業は、承認された合併条件書の写しと共に、第 25 条 2 項による合併前手続きの完了証明書を発行後 6 カ月以内に権限を持つ当局に提出する。(第 26 条 2 項)
- ・ 権限を持つ当局は、特に、同じ合併条件が承認されたかどうか、従業員の関与に関する手続きが欧州会社法指令に従って行われたかを審査する。(第 26 条 3 項)
- ・ 第 12 条に基づいて S E が登記された日に、合併と S E の設立が同時に発効する。(第 27 条 1 項)
- ・ 第 25 条、第 26 条に基づく手続きが完了しない限り、S E は登記できない。(第 27 条 2 項)
- ・ 合併完了の公告は、各合併会社が第 1 号会社法指令第 3 条（開示情報の登記）に基づく加盟国法の規定に従って行う。

- ・ 一方の株式会社が他方を吸収合併し、吸収した会社を存続会社として S E へ変える方法の場合、法律上当然にかつ同時に次の効力を持つ。(第 29 条 1 項)
 - 吸収される各会社のすべての資産と負債は、吸収する会社に移転される。
 - 吸収された会社の株主は吸収した会社の株主となる。
 - 吸収された会社は存在しなくなる。
 - 吸収した会社は S E の形態を採用する。

- ・ 新設した S E に合併する方法の場合、法律上当然にかつ同時に次の効力を持つ。(第 29 条 2 項)
 - 合併する会社のすべての資産と負債は S E に移転される。
 - 合併する会社の株主は、S E の株主となる。
 - 合併する会社は存在しなくなる。

- ・ 特定の資産、権利、債務の移転が第三者に対して効力を持つためには、特別の手続きが必要であると加盟国法で定められている場合には、その手続きは適用される。手続きは、合併する企業か、登記された後に S E が行う。(第 29 条 3 項)

- ・ 合併する会社にかかわる雇用契約・雇用条件は、そのまま一括して S E に移転される。(第 29 条 4 項)

- ・ 登記が完了した S E の合併を無効とすることはできない。第 25 条、第 26 条で定める審査の欠如は S E 清算の理由となりうる。(第 30 条)

- ・ 合併により S E を設立する場合、合併される会社が合併する会社の 100% 子会社であれば、第 20 条 (b)、(c)、(d)、第 29 条 1 項 (b)、第 22 条は適用されない。ただし第 3 号会社法指令第 24 条 (100% 子会社の吸収合併手続き) は適用される。(第 31 条 1 項)

- ・ 吸収する会社が、吸収される会社の 90% 以上 100% 未満の株式・議決権を持つ場合、どちらかの会社の属する加盟国法による別段の定めがない限り、経営機関、専門家による報告書、審査に必要な書類は必要とされない。(第 31 条 2 項)

持株会社による設立

- ・ 持株会社による S E の設立を発起する会社の経営機関は、設立条件案を作成する。条件案には、設立の法的経済的正当性、株主・従業員への影響などを説明する報告書、第 20 条 1 項(a) (b) (c) (f) (g) (h) (i) で定める事項、設立を発起する各会社の株主が S E の設立に出資しなければならない株式の最低割合（最低 50%）が含まなければならない。（第 32 条 2 項）
- ・ 加盟国の行政機関あるいは司法機関によって任命あるいは承認された独立した専門家が設立条件案を吟味し、報告書を作成する。報告書では、評価において特別困難であった点、株式の交換比率の計算方法を示し、その計算方法が、適切であるかどうか、株式の交換比率が、公平で合理的かどうかを示す。（第 32 条 4 項）
- ・ 発起人の各会社の株主総会が、設立条件案を承認する。（第 32 条 6 項）

子会社としての S E の設立

- ・ 子会社としての S E の設立に参加する会社は、株式会社を子会社として設立する際に適用される各加盟国の規定に従う。（第 36 条）

現存する株式会社を S E に転換する

- ・ 現存する株式会社を S E に転換する場合、会社を解散したり、新法人を創ることはならない。（第 37 条 2 項）
- ・ 転換と同時に登記住所を他の加盟国に移してはならない。（第 37 条 3 項）
- ・ 当該会社の経営機関は、転換条件案と、転換の法的経済的正当性と株主・従業員への影響を説明した報告書を作成し、株主総会の 1 カ月以上前に公告する。（第 37 条 4 項 5 項）
- ・ 株主総会の前に、加盟国の行政機関あるいは司法機関によって任命あるいは承認された独立した専門家が、その会社の純資産が、資本金と配当できない準備金の合計以上であることを証明する。（第 37 条 6 項）
- ・ 株主総会では、転換条件案と S E の定款を承認する。承認には 3 分の 2 以上の賛成が必要である。ただし、加盟国法によって、資本金の半分以上を代表する株主が出席している場合には、過半数の賛成が必要と定めることもできる。（第 37 条 7 項）
- ・ 加盟国は、転換する会社の従業員が経営参加している機関における特定多数決ある

いは全会一致による承認を要件として定めることができる。(第 37 条 8 項)

- ・ 転換する会社にかかわる雇用契約・雇用条件は、そのまま一括して S E に移転される。(第 37 条 9 項)

3.1.3 S E の組織

- ・ S E の経営組織は、株主総会に加え、二層方式（監督機関と経営機関）あるいは一層方式（経営機関）を選択できる。(第 38 条)
- ・ 二層方式
 - 経営機関（management organ）は、S E の経営責任を負う。加盟国は、その国における株式会社に対する規則と同じ条件でマネージング・ディレクターを日々の経営責任者と定めることができる。(第 39 条 1 項)
 - 経営機関のメンバーは監督機関（supervisory organ）が任命、解任する。加盟国は、その国における株式会社に対する規則と同じ条件で、株主総会の任命・解任権を認めるあるいは求めることができる。(第 39 条 2 項)
 - 経営機関と監督機関のメンバーを兼任することはできない。(第 39 条 3 項)
 - 経営機関のメンバーの数は定款で定める。加盟国は、下限・上限を定めることができる。(第 39 条 4 項)
 - 加盟国法で二層方式の株式会社に関する定めがない場合、加盟国は S E に関し適切な方策を定めることができる (第 39 条 5 項)
 - 監督機関は、経営機関を監督する。直接 S E の経営に携わることはできない。(第 40 条 1 項)
 - 監督機関のメンバーは、株主総会で任命される。設立時の監督機関のメンバーは、定款によって任命することが可能である。(第 40 条 2 項)
 - 監督機関のメンバーの数は定款で定める。加盟国は、下限・上限を定めることができる。(第 40 条 3 項)
 - 経営機関は監督機関に対し、少なくとも 3 カ月に 1 度報告を行う。(第 41 条 1 項)
 - S E に相当のインパクトがある出来事については、経営機関は監督機関に迅速に情報を流す。(第 41 条 2 項)
 - 監督機関は経営機関に対し、第 40 条 1 項に従って監督を行うために必要な情

報の提供を経営機関に対し求めることができる。加盟国は、監督機関の各メンバーにこの権限を与える規定を定めることができる。(第 41 条 3 項)

- 監督機関は、義務を果たす上で調査を実行、委託することができる。(第 42 条 4 項)
- 監督機関は、議長をメンバーの中から選出する。監督機関のメンバーの半数が従業員によって任命されている場合、議長として選出できるのは、株主総会によって指名されたメンバーだけである。(第 42 条)

・一層方式

- 経営機関 (administrative organ) が S E の経営を行う。加盟国は、その国における株式会社に対する規則と同じ条件でマネージング・ディレクターを日々の経営責任者と定めることができる。(第 43 条 1 項)
- 経営機関のメンバーの数は定款で定める。加盟国は、下限・上限を定めることができる。経営機関のメンバーの数は、従業員代表が参加している場合、3 人以上とする。(第 43 条 2 項)
- 経営機関のメンバーは、株主総会で任命される。設立時の経営機関のメンバーは、定款によって任命することが可能である。(第 43 条 3 項)
- 加盟国法で一層方式の株式会社に関する定めがない場合、加盟国は S E に関し適切な方策を定めることができる (第 43 条 4 項)
- 経営機関は、少なくとも 3 カ月に 1 度会合を持つ。(第 44 条 1 項)
- 経営機関は、議長をメンバー中から選出する。経営機関のメンバーの半数が従業員によって任命されている場合、議長として選出できるのは、株主総会によって指名されたメンバーだけである。(第 45 条)

・一層方式と二層方式に共通のルール

- 定款で定める経営組織のメンバーの任期は、最長 6 年とする。定款の定めに従い、再任することができる。(第 46 条)
- 定款で、法人を経営組織のメンバーに認めることができる。(第 47 条)
- S E は定款で、監督機関 (二層方式) あるいは経営機関 (一層方式) の承認が必要な取引を定める。加盟国法により、監督機関がそのような取引を定めることを認めることができる。(第 48 条)
- S E の監督機関、経営機関のメンバーは、任期中および役職を辞任した後も、S E の利益を損なうような情報を漏洩してはならない。ただし、株式会社に適

用される加盟国法の下で開示が求められているか認められている場合、あるいは公益に沿う場合は例外である。(第 49 条)

- 監督機関、経営機関における議決方式は、本規則あるいは定款で別途定められていない限り、メンバーの半数以上が出席あるいは代表されていることにより会議が成立し、出席あるいは代表されているメンバーの過半数により可決とする。(第 50 条 1 項)
- 定款に別途定めのない限り、賛否同数の場合議長が決定権を持つ。監督機関の半数が従業員代表の場合、定款による別の定めはできない。(第 50 条 2 項)
- 従業員が経営参加をしている場合、加盟国は、監督機関の会議成立と多数決について、株式会社に適用されている規定が適用されると定めることができる。(第 50 条 3 項)

・株主総会

- 株主総会は、本規則あるいは欧州会社法指令を導入するための加盟国法によって権限と定められた事項について、決定を行う。さらに、総会は、加盟国の株式会社に対する法律が定める事項あるいはその法律に基づき定款で定める事項について決定を行う。(第 52 条 1 項)
- 株主総会の招集、遂行、議決手続きについては、加盟国の株式会社に適用される法律に従う。(第 53 条)
- 株主総会は少なくとも暦年ごとに 1 回、年度末より 6 カ月以内に開催する。(第 54 条 1 項)
- 経営機関、監督機関、あるいは加盟国の株式会社に適用される法律に基づく他の機関・権限ある当局は、株主総会をいつでも招集することができる。(第 54 条 2 項)
- 10%以上の株式を代表する株主は、株主総会の開催とアジェンダの準備を要請することができる。(第 55 条 1 項)
- 要請から 2 カ月以内に株主総会が開催されない場合、権限ある司法あるいは行政当局は、株主総会の開催を命ずること、あるいは要請を行った株主かその代理人に対し株主総会の招集権限を認めることができる。(第 55 条 2 項)
- 10%以上の株式を代表する株主は、株主総会のアジェンダに追加を要請することができる。(第 56 条)
- 本規則が株式会社に適用される加盟国法においてより高い多数を求めている

- 限り、株主総会における決定は有効投票数の過半数を持って行う。(第 57 条)
- 定款の変更には、株主総会における 3 分の 2 以上の賛成が必要である。(第 59 条 1 項)
 - ただし、加盟国は、資本金の半分以上を代表する株主が出席している場合、過半数の賛成が必要とすることができる。(第 59 条 2 項)

3.1.4 会計

- ・ 年次決算、連結決算、アニュアル・レポート、監査、開示等に関しては、登記された加盟国の株式会社に対する規定が適用される。(第 61 条)
- ・ 金融機関には、欧州議会・理事会指令 2000/12/EC を施行した加盟国法の規定が、保険会社には、理事会指令 91/674/EEC を施行した加盟国法の規定が適用される(第 62 条)

3.1.5 解散、清算、破産、支払い停止

- ・ 解散、清算、破産、支払い停止などの手続きに関しては、登記された加盟国の株式会社に適用される法律が適用される。(第 63 条)
- ・ 本店所在地と登記国が一致しなくなった場合には、登記された加盟国は、本店を移すか登記国を変えるかの是正措置を期限切って要請しなければならない。(第 64 条)
- ・ S E 設立から 2 年以上たつかあるいは 2 回の年次決算が承認された後は、S E を登記された加盟国法に基づく株式会社に転換することができる。(第 66 条)

3.1.6 追加・経過措置

- ・ ユーロが導入されていない加盟国において登記された S E の資本金の表示に関しては、その加盟国の株式会社に適用される規定が適用される。S E は、いずれにせよユーロ建てで資本金を表示することができる。その場合には設立前月最終日の為替レートを用いる。(第 67 条 1 項)
- ・ ユーロが導入されていない加盟国において登記された S E は、ユーロ建ての財務諸表を準備、公表することができる。ただし加盟国は、その国の株式会社に適用される条件と同じ条件で、当該加盟国通貨による財務諸表の準備、公表を求めることができる。(第 67 条 2 項)

3.1.7 最終規定

- ・ 本規則が発効した後5年以内に、欧州委員会は理事会と欧州議会に対して本規則の施行状況に関する報告書と必要であれば修正提案を提出する。報告書では、以下の事項を検討する。(第69条)
 - S Eの本店所在地と登記住所を異なる加盟国に置くことを認めるかどうか。
 - 第17条2項で定める合併による設立の際の、合併の形態を拡大するかどうか。
 - 第8条16項で定める、S Eの登記住所を他の加盟国に移した場合でも、移転前の行為に関しては、移転前の加盟国に登記されていたとみなすという規定を見直す必要があるかどうか。
 - 加盟国に対し、その加盟国の株式会社の定款には認められていないが、S Eの定款だけには認められる規定を導入することを認めるかどうか。
- ・ 本規則は、2004年10月8日に発効する(第70条)

3.2 従業員の経営関与について欧州会社法を補完するEU理事会指令

3.2.1 総則

- ・ 定義。(第2条)
 - 従業員の経営関与 (involvement) : 従業員代表が会社の意思決定に影響を与えることのできるメカニズム。情報提供、協議、経営参加を含む。
 - 情報提供 (information) : S Eおよびその子会社・支店に関する事、一加盟国内では決定できないことなどについて、S Eの権限を持つ機関が、従業員代表に対し、その影響を分析し、協議に備えることができるような情報を提供すること。
 - 協議 (consultation) : S Eの権限を持つ機関が、計画されている方策についての意思決定過程で、従業員代表の意見を考慮できるように、従業員代表と行う対話および意見交換。
 - 経営参加 (participation) : 従業員代表が、S Eの監督機関か経営機関のメンバーの一部を選出できる権利、あるいはS Eの監督機関か経営機関のメンバーの一部あるいは全部のメンバーを推薦したり反対する権利を通して、会社の事業に影響を与えること。

3.2.2 交渉手続

SNB

- ・ SEを設立する場合には、設立に参加する会社の従業員の代表によって構成される特別交渉組織（SNB：Special Negotiation Body）と従業員の経営関与に関する交渉を行わなければならない。（第3条1項）
- ・ SNBの従業員代表の選出方法は、各加盟国で雇用されている人数に比例すること、設立に参加する各会社最低1人の代表を選ぶこと（上限規定あり）などが指令で規定されている。（第3条2項）
- ・ SNBの決議には、SNBのメンバーの絶対過半数かつ従業員の絶対過半数を代表するメンバーの賛成が必要である。（第3条4項）
- ・ 下記の条件を満たし、SEの設立によって従業員の経営参加権の低下につながる場合、SNBのメンバーの3分の2以上、かつ従業員の3分の2以上を代表するメンバー、かつ二加盟国以上の従業員代表の賛成が必要である。（第3条4項）
 - 合併によってSEが設立される場合、合併に参加する企業の全従業員の25%以上が既に従業員の経営参加制度の対象になっている場合。
 - 持株会社あるいは子会社としてSEを設立する場合、参加する企業の全従業員の50%以上が既に従業員の経営参加制度の対象になっている場合。
経営参加権の低下とは、従業員が経営参加を認められている経営機関における従業員代表の割合が、設立に参加する企業中最も高い企業よりも低下する場合を意味する。
- ・ SNBは、交渉に際し、EUレベルの労働組合代表など専門家の支援を要請することができる。（第3条5項）
- ・ 従業員の経営関与を設立しない場合。（第3条6項）
 - SNBは、交渉を開始しないあるいは既に開始された交渉を終了することを決議できる。この場合、SEが従業員を持つ各加盟国の従業員への情報提供、協議に関する法律が適用され、指令の付属書の規定（標準ルール）は適用されない。

- 決議には、S N B構成員の3分の2以上かつ従業員の3分の2以上を代表するS N B構成員の賛成が必要である。
- 従業員の経営参加システムを持つ既存の株式会社をS Eに変える場合、この規定は適用されない。
- S E、その子会社・支店の従業員あるいは従業員代表の10%以上が、書面で要請した場合、S N Bは再度招集される。ただし、交渉関係者の間で合意のない限り、上記決議から2年以内には招集できない。S N Bが交渉を再開することを決めたが、交渉の結果合意に達しなかった場合、標準ルールは適用されない。

- S N Bの費用は、参加企業が負担する。加盟国法によって、専門家の数を1人に限るなど、費用に関するルールを定めることができる。(第3条7項)

- 交渉は合意に至るべく協力精神の下に行う。(第4条1項)

- 労使合意の内容は、次の事項を明記する。(第4条2項)
 - (a) 合意の範囲
 - (b) 従業員代表組織の構成
 - (c) 情報提供、協議の機能と方法
 - (d) 代表組織の会合の頻度
 - (e) 代表組織の財源、物的資源
 - (f) 従業員代表組織の代わりに、情報提供、協議手続きを確立することを決めた場合、実施のための取り決め
 - (g) 従業員の経営参加を決めた場合、代表者の人数と選出方法、権利などを含む合意内容
 - (h) 合意の発効日と期限、再交渉に関する規定

- 合意内容は、付属書の標準ルールの対象とはならない。(第4条3項)

- 転換によるS E設立の場合、元の会社において実施されていた従業員の経営関与と同等かそれ以上の合意とする。(第4条4項)

- ・ 交渉期間は、6 カ月で、労使が合意すれば、S N B の設立から数えて 1 年まで延長できる。(第 5 条)
- ・ 指令に規定のない場合、交渉に適用される法律は、S E が登記された国の法律である。(第 6 条)

標準ルール

- ・ 加盟国は、標準ルールを定める。標準ルールは、指令の付属書で定められた条件を満たさなければならない。標準ルールは、下記の場合適用される。(第 7 条 1 項)
 - 労使が適用に合意した場合。
 - あるいは、交渉期限までに合意が成立せず、参加企業の権限を持つ機関が適用を受け入れかつ S N B が第 3 条 6 項に基づく決議をしなかった場合。
- ・ 標準ルールの第三部（従業員の経営参加）は、下記の場合のみ適用される。(第 7 条 2 項)
 - (a) S E が既存の株式会社を転換する方法で設立される場合、既存の会社に対し、加盟国の従業員経営参加ルールが適用されている場合。
 - (b) S E が合併によって設立される場合、S E の登記前に合併に参加する会社の全従業員の 25% 以上に従業員経営参加が適用されている場合か、25% 未満であっても S N B が適用を決議する場合。
 - (c) S E が持株会社あるいは子会社として設立される場合、S E の登記前に設立に参加する会社の全従業員の 50% 以上に従業員経営参加が適用されている場合か、50% 未満であっても S N B が適用を決議する場合。
- ・ 設立に参加する企業の中に複数の従業員経営参加の形態が存在する場合、S N B はどの形態を S E に適用するかを決める。加盟国法で、決定がない場合に適用されるルールを定めることができる。(第 7 条 2 項)
- ・ 加盟国は、第 7 条 2 項 b（合併による S E の設立）に当たる場合、付属書第三部（従業員経営参加）を適用しないと定めることができる。(第 7 条 3 項)

3.2.3 その他の規定

3.2.3.1 機密保持、乱用防止

- ・ 加盟国法で、SNBあるいは従業員代表組織、支援する専門家の機密保持義務を定める。情報提供と協議における従業員代表に対しても同様である。また役職辞任後にも義務は適用される。(第8条1項)
- ・ 加盟国は、SEあるいは参加会社の監督機関あるいは経営機関は、SE、参加企業、子会社、支店に深刻な被害を与えたり不利にしたりするおそれのある情報を伝える義務はないことを定める。(第8条2項)
- ・ SEの権限ある機関と従業員代表組織は、相互の権利と義務を尊重し協力の精神を持って活動する。(第9条)
- ・ 特別交渉組織、従業員代表組織のメンバー、情報提供と協議の過程にかかわっている従業員代表、経営機関あるいは監督機関への従業員代表は、加盟国法あるいは慣習による従業員代表に対する保護と同等の保護を受ける。(第10条)
- ・ 加盟国は、従業員の経営関与の権利剥奪や、与えないことを目的にSEを利用することを防止する方策を講じる。(第11条)
- ・ 加盟国は、SEがその国で登記されているか否かにかかわらず、本指令の定める義務を準ずることを確実にする。加盟国は、遵守されなかった場合の適切な措置を定める。特に、本指令の義務を執行することを可能にする行政あるいは司法制度を定める。

3.2.3.2 労使協議に関する他の規定との関係

- ・ 欧州労使協議会指令の規定は、SEおよびSEの子会社には適用されない。ただし、SNBが第3条6項の規定に基づいて交渉を開始しないことあるいは終了することを決めた場合、欧州労使協議会指令の規定は適用される。(第13条1項)
- ・ の従業員の経営関与について加盟国法あるいは慣行で定められた権利は、この指令によって影響を受けない。(第13条3項)
- ・ SEの子会社に適用される従業員の経営参加に関する加盟国法の規定、慣行は、この指令によって影響を受けない。(第13条3項)
- ・ 第13条3項の権利を守るため、SEの設立によって法人格を失う合併会社における従業員代表の組織が、SE設立後も維持されることを定めることができる。(第13条4項)

3.2.3.3 最終規定、レビュー

- ・加盟国は本指令を遵守するために必要な法令を2004年10月8日までに導入する。
(第14条)
- ・欧州委員会は2007年10月8日以前に、加盟国、EUレベルの労使団体と協議をした上で、本指令の適用手続きのレビューを行う。(第15条)

3.2.4 付属書の標準ルール

3.2.4.1 第一部 従業員代表組織の構成

- (a) 従業員代表組織は、従業員代表あるいは従業員代表がない場合従業員全体によって選出された、SE、その子会社・支店の従業員によって構成される。
- (b) 従業員代表組織メンバーの選出、任命手続きは加盟国法あるいは加盟国の慣習

3.2.4.2 第二部 情報提供と協議に関する標準ルール

- (a) 従業員代表組織の権限は、SE、他の加盟国に所在するSEの子会社・支店の問題、一加盟国の意思決定機関の権能を超える問題に限定される。
- (b) 従業員代表組織は、SEの権限ある機関の作成したSEの事業の動向と見通しに関する報告書に基づき、情報の提供を受け、協議を受け、その目的のためにSEの権限ある機関と最低年1回会合を持つ権利を有する。各地の経営陣は、同じ情報を受け取る。
SEの権限ある機関は、従業員代表組織に、経営機関あるいは経営・監督機関の会合のアジェンダと株主総会に提出されるすべての書類のコピーを提供する。特に、組織、経済財務状況、事業・生産・販売の見通し、雇用の状況と見通し、投資、組織の重要な変更、新しい労働システム・生産プロセスの導入、生産の移転、合併、事業の縮小・閉鎖、集団解雇などについて会合で取り上げる。
- (c) 移転、閉鎖、集団解雇など従業員の利益に重大な影響を与える特別な状況については、従業員代表組織は情報の提供を受ける権利がある。従業員代表組織あるいは特別委員会は、従業員の利益に重大な影響を与える方策について情報提供を受け協議を行うために、SEの権限ある機関に会合を求める権利を持つ。
SEの権限ある機関が、従業員代表組織によって表明された意見に従わないこ

とを決めた場合、従業員代表組織は、合意を求めるために、もう1回SEの権限ある機関との会合を要請する権利がある。

特別委員会との会合の場合、方策の影響を直接受ける従業員を代表する従業員代表組織のメンバーも参加する権利を持つ。

上記の会合は、SEの権限ある機関の権限に影響を与えない。

(d) 指令第8条の機密保持規定に触れない場合、従業員代表組織のメンバーは、従業員代表に情報提供・協議の結果を知らせる。

(e) 従業員代表組織あるいは特別委員会は、専門家の支援を受けることができる。

(f) 従業員代表組織はSEが負担する。別段の合意のない限り、SEは、従業員代表組織と特別委員会の会合費用、通訳費用、宿泊交通費用を負担する。

加盟国は、従業員代表組織の運営予算に関するルールを制定することができる。

特に専門家の費用を一人分に限ることができる。

3.2.4.3 第三部 従業員の経営参加の標準ルール

(a) 既存の会社を転換する形でSEを設立する場合、加盟国の従業員の経営参加に関するルールがSE登記前に適用されていれば、すべてそのまま継続してSEにも適用される。

(b) その他の設立形態の場合、SE、子会社、支店の従業員あるいは従業員代表組織は、経営機関あるいは監督機関のメンバーを選出、任命、推薦、反対する権利を持つ。人数は、参加会社のうち最も高い割合の場合と同等とする。

SEの登記前に、設立参加会社のいずれにおいても従業員の経営参加ルールが適用されていなかった場合、従業員の経営参加を規定する必要はない。

従業員代表組織によって選出、任命、推薦された経営機関あるいは監督機関のメンバーはすべてフル・メンバーとして、株主を代表するメンバーと同じ権利義務を持つ。